

○下関市立公民館の設置等に関する条例

平成17年 2 月13日

条例第109号

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、本市に公民館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(職員)

第3条 公民館に館長その他必要な職員を置く。

(公民館運営審議会)

第4条 法第29条第1項の規定により、下関市立公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから下関市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に掲げるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(後略)